

応急対策職員派遣制度について

総務省自治行政局公務員部応援派遣室

「応急対策職員派遣制度」構築までの経緯

(平成28年)

○12月 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（中央防災会議 防災対策実行会議）報告書公表

⇒「災害の規模や状況に応じて国や都道府県等が連携して派遣調整を行う仕組みづくり」、「災害対応業務を十分に積んでおり、マネジメント力を有する職員を全国から派遣可能とする仕組みづくり」等の必要性が指摘

大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための
応援職員の派遣の在り方に関する研究会(全4回)

(平成29年)

○3月～6月

⇒報告書において、「応急対策職員派遣制度」及び「災害マネジメント総括支援員」制度の導入・整備を提言
【構成員】学識経験者、地方三団体、指定都市市長会、東京都、静岡県、三重県、兵庫県、仙台市、福岡市、内閣府、消防庁及び総務省

大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための
応援職員の派遣の在り方に関する実務検討会(全7回)

○8月～12月

⇒「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「災害マネジメント総括支援員登録要綱」の要綱(案)のとりまとめ
【構成員】地方三団体、指定都市市長会、東京都、兵庫県、内閣府、消防庁及び総務省

(平成30年)

○1月～2月 熊本県及び京都府における訓練

⇒システムについて、試行的に訓練を実施

【参加者】開催府県、ブロック幹事県、地方三団体、指定都市市長会、消防庁及び総務省

○3月 地方公共団体への通知発出

⇒要綱について地方公共団体へ通知

災害マネジメント総括支援員の推薦依頼、登録名簿の作成

応援職員派遣制度（短期派遣）の目的

- (1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）
- (2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）

(1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

「総括支援チーム」とは

- ① **役割** 被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

- ② **構成** 災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム
 - ・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者
 - ・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

総括支援チームの活動事例

- 対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例
 - ・被災市区町村の被害状況の把握
 - ・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握
- 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例
 - ・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
 - ・災害対応についての首長への助言
 - ・避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言 等

総括支援チームの構成イメージ

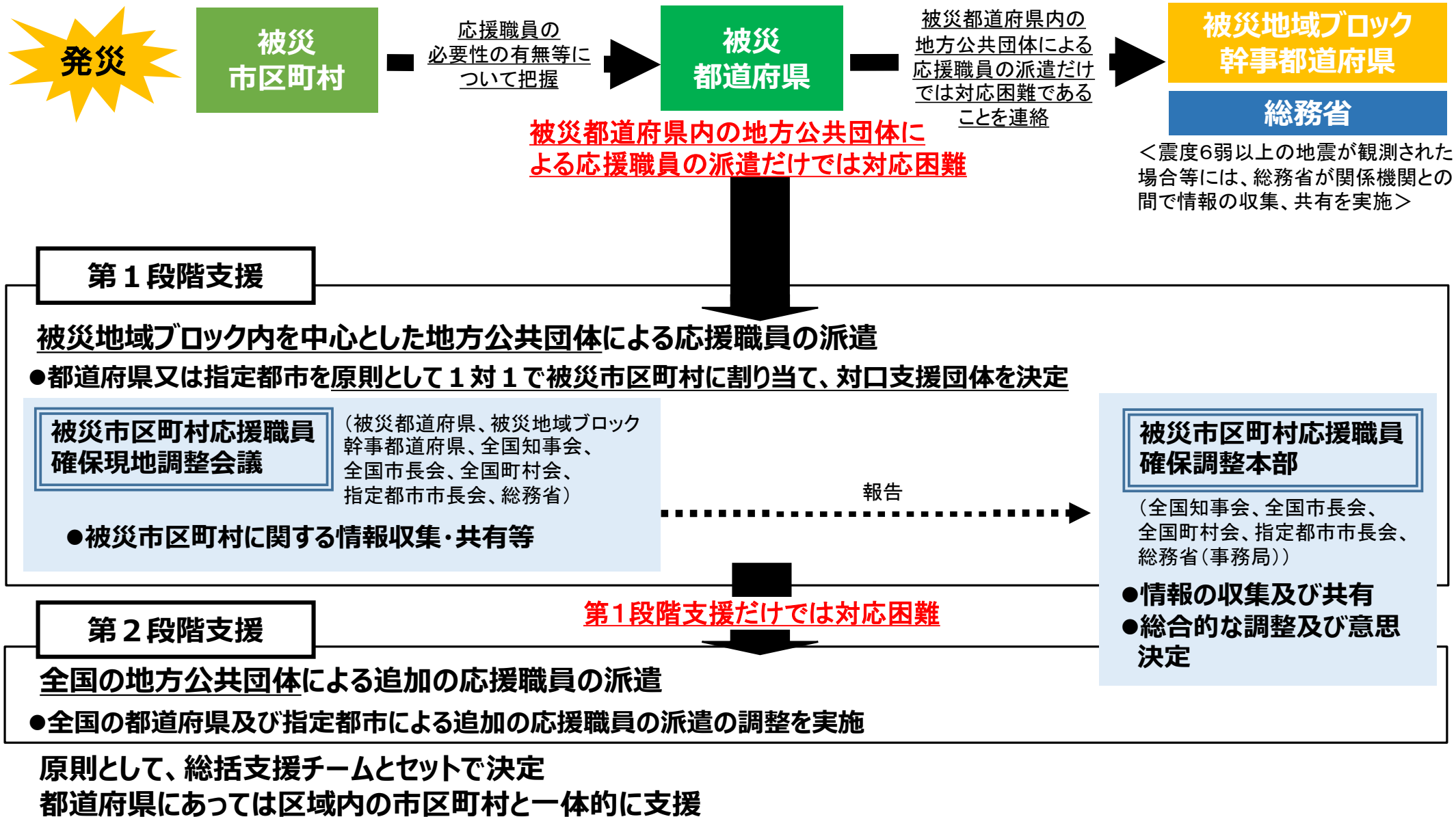
災害マネジメント総括支援員 (GADM)	(1名)
災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者	(1~2名)
連絡調整要員	(1~2名)

災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み

- ① 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録
- ② 災害マネジメント総括支援員を含む「総括支援チーム」を、対口支援に先立ち、都道府県・指定都市が派遣することが基本

応急対策職員派遣制度について

(2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



これまでの応援職員の派遣実績

■平成30年度

		災害マネジメント 総括支援員（※）	対口支援チーム
平成30年 7月豪雨	派遣人数	32名	15,033名
	被災自治体数	10市町	20市町
	応援自治体数	13団体	29団体
北海道胆振東部地震	派遣人数	—	2,951名
	被災自治体数	—	3町
	応援自治体数	—	7団体

※：H30年度は災害マネジメント総括支援員を個人単位で派遣していた。

■令和元年度

		総括支援チーム	対口支援チーム	計
8月の前線に 伴う大雨	延べ人数	21名	—	21名
	被災自治体数	1町	—	1町
	応援自治体数	2団体	—	2団体
房総半島台風	延べ人数	308名	3,545名	3,853名
	被災自治体数	9市町	9市町	11市町
	応援自治体数	9団体	16団体	16団体
東日本台風	延べ人数	573名	9,260名	9,833名
	被災自治体数	10市町	27市町	28市町
	応援自治体数	10団体	34団体	35団体

■令和2年度

		総括支援チーム	対口支援チーム	計
令和2年 7月豪雨	延べ人数	464名	5,903名	6,367名
	被災自治体数	8市町村	8市町村	8市町村
	応援自治体数	10団体	11団体	13団体

「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための 応援職員の派遣の在り方に関する研究会」報告書（ポイント）

I 熊本地震における成果と課題

成果

被災市町村において、被災住民の生活再建に向け、短期集中的に、これまでより格段に多くの応援職員（※1）を迅速に確保（派遣は新たな段階に）

※1 避難所の運営や罹災証明書の交付等のために派遣される職員（消防、警察等人命救助に従事する職員を除く）

【熊本地震における確保状況】

H28. 4/16の地震発生後、4/19には200人超、4/26には1,000人超 ⇒ 5/20まで1,000人超の規模で推移
（最大は5/11で1,440人（県41人、市町村1,399人））

【参考】東日本大震災においては、個別応援は行われていたが、

全国スキームによる職員派遣は H23. 3/11の発災後約1ヶ月を経過した4/22が最初（326人）

【応援職員を確保できた背景・理由】

- ① 東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正（派遣ニーズの顕在化・拡大）
 - ・ 避難所運営や罹災証明書の交付事務等について応援職員派遣の対象に（最大の5/11で避難所660人、罹災証明書593人）
 - ・ 罹災証明書を遅滞なく交付することを市区町村の義務に
- ② 「対口支援方式」（※2）の採用
 - ・ 熊本地震においては、被災市町村ごとに各県による対口支援を実施
 - ・ 対口支援県が、自らニーズを把握し、自律的に応援職員を派遣 ⇒ 迅速な対応が可能
（熊本市は指定都市市長会が対応）
- ③ 全国知事会を中心とした全国スキームによる支援
 - ・ 熊本地震においては、対口支援県が派遣ニーズに対応できない場合には、全国スキームで対応

※2 「対口支援方式」とは、被災市区町村を1対1で担当する団体が、自己完結的に支援を行う方式。「カウンターパート方式」とも呼ばれている。

課題1：応援職員の派遣スキームの運営

① 都道府県と区域内市区町村との一体的な支援について、明確な仕組みが設けられていないこと

- ◆ 熊本地震においては、都道府県が区域内市区町村に対して応援職員の派遣を求める仕組みが明確でないため、混乱が生じた

② 指定都市を含めた一元的な調整の在り方

- ◆ 指定都市が存在しない都県での災害や、指定都市が存在する道府県で指定都市とそれ以外の市町村の派遣ニーズが全く異なる災害の場合、指定都市を含めた一元的な調整が必要

③ 災対法第74条の2の「内閣総理大臣による応援の求め」に係る対処方針

- ◆ 熊本地震において、総務省のイニシアチブにより、緊急に応援職員の派遣を行った事例あり
(災害対策基本法の「内閣総理大臣による応援の求め」としては実施せず) ⇒ 対処方針の明確化が必要

課題2：被災市町村のマネジメント機能の低下

災害マネジメント機能に対する支援の在り方

〔一般の市区町村では、災害対策のノウハウが乏しい場合もあり、かつ、職員が罹災するおそれも〕

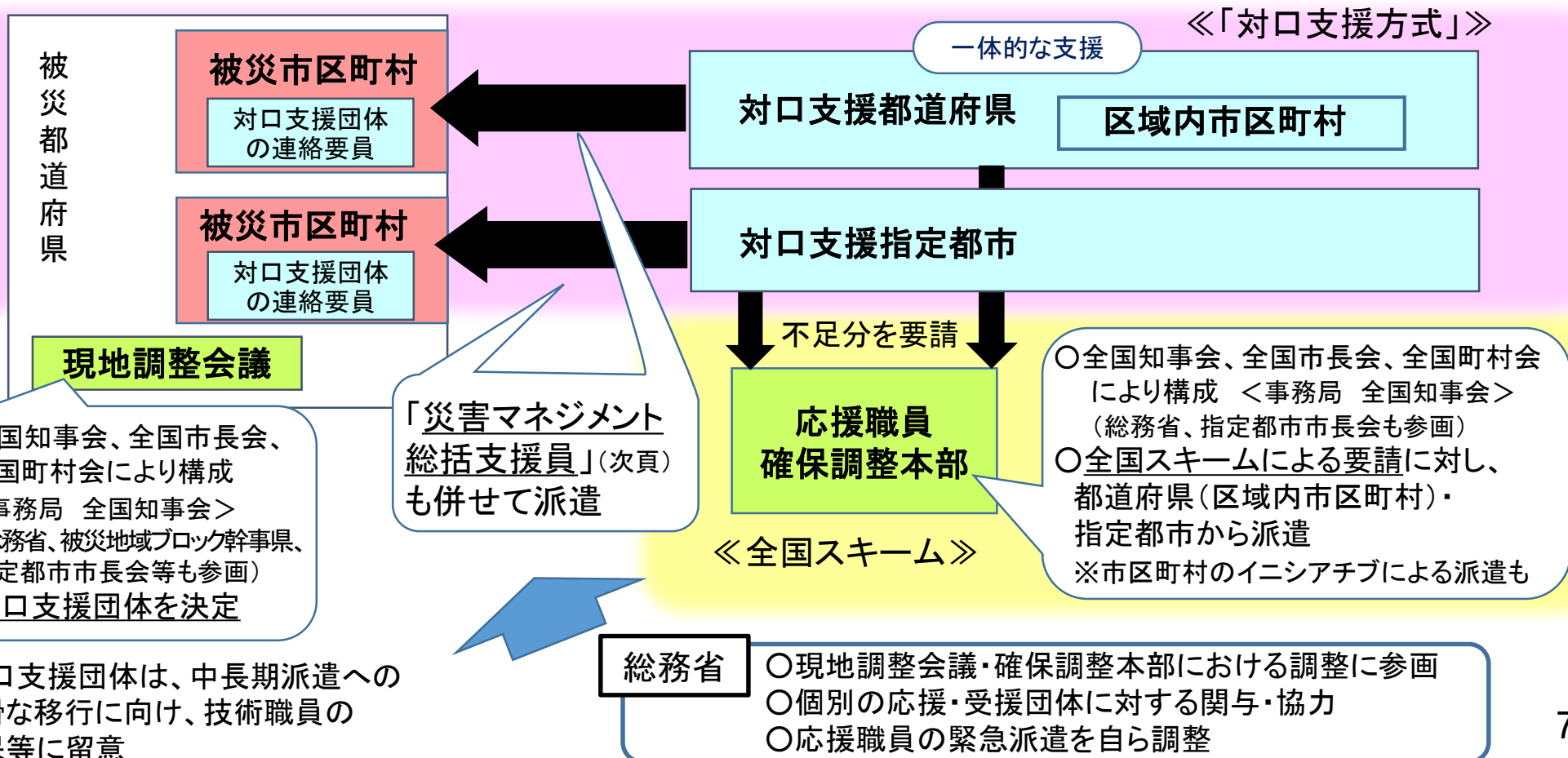
- ◆ 熊本地震において、災害マネジメント機能が極度に低下した被災市町村に対し、災害対応経験のある地方公共団体の幹部職員が派遣され、混乱したマネジメント機能が抜本的に改善された事例あり
- ◆ 併せて、対口支援県により、被災市町村に対し、災害対策に関するノウハウの提供や、管理マネジメントに対する支援が広く行われた

II 提言内容のポイント

大規模災害時に、被災市区町村を抜本的に支援するため、以下の2つのシステムを一体的に導入・整備

1. 「被災市区町村応援職員確保システム」の構築

- 被災市区町村ごとに「対口支援方式」による支援を実施
- 「対口支援方式」と全国スキームの二段階の体制で対応
- 都道府県と区域内市区町村による一体的な支援が原則（法制化を推進）



2. 「災害マネジメント総括支援員」制度の構築

「災害マネジメント総括支援員」とは

- ① **役割** 首長の「災害マネジメント」を総括的に支援（被災市区町村の事情を十分尊重）

※ 「災害マネジメント」の内容

- ・ 災害対応のノウハウ
- ・ 推進体制の整備などの管理マネジメント
- ・ 総務省等との連絡・調整 など

- ② **求められる資質**

- ・ 災害対策の陣頭指揮の経験
 - ・ 派遣職員として災害マネジメントに関与
- ⇒ 総務省・消防庁で研修・訓練等を実施

さらに課長級以上であることが必要

登録・派遣の仕組み

- ① **総務省への登録制**

都道府県・指定都市等の推薦を受け、名簿に登録 ⇒ メンバーシップの明確化

- ② **対口支援に伴い派遣**

対口支援に伴い、当該都道府県・指定都市等が派遣することが基本

※ 緊急事態の場合は、総務省のイニシアチブにより派遣

＜「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」（平成29年6月16日）の指摘事項＞

「南海トラフ地震や首都直下地震などの極めて規模の大きい災害においては、非常に多くの被災市区町村の発生が想定され、必要となる対口支援団体数も多数に上ることが見込まれる。このような場合に、現実的にどのような対応が可能かについては、被害想定等を前提としつつ、事前に十分な検証を行っておく必要がある。」

＜過去の大規模災害時の応援派遣で見た課題・寄せられた意見の例＞

「応急対策職員派遣制度の仕組みについて、都道府県、市区町村への更なる周知が必要。」
(平成30年7月豪雨)

「被災団体側の受援体制の整備が整わず、支援事務を本格始動するまでに調整に時間を要した。平時から本制度への基本的な理解も含めた受援計画の策定が全国的に必要。」
(令和元年8月の前線に伴う大雨並びに台風第15号及び台風第19号)

「登録している災害マネジメント総括支援員等は、業務の都合で派遣できない場合もあり、絶対数が足りていない。」 (令和2年7月豪雨)